

むつ市教育大綱

平成28年11月
青森県むつ市

目 次

I. はじめに	-----	1
II. 位置づけ	-----	2
III. 計画期間	-----	2
IV. 重点目標	-----	2
1. 学力の向上	-----	3
2. 体育・健康教育の充実	-----	7
3. 夢を育む教育	-----	9
4. 地域とともにある学校	-----	12
参考	-----	15
参照計画等	-----	16

I. はじめに

子供は地域のタカラです。

2015年に策定したむつ市人口ビジョンによれば、むつ市の子供の数（年少人口：15歳未満の人口）は、2015年の7,249人を起点とすると10年後には約6,170人で15パーセントの減、30年後には約5,600人で23パーセントの減、そして40年後には約5,300人で27パーセントの減で人口減少はある程度収束する推計となっています。

これから数十年にわたって我々の地域の未来を担う人材が減少していく現実が重くのしかかる中、子供たちのために今何をすべきか地域、学校、家庭が一体となって考えていく必要があります。

国は、平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、市が教育に関する総合的な施策の大綱を定めることを義務づけました。

そこで、市では平成27年5月、市長と教育委員の協議の場である「むつ市総合教育会議」を設置して、むつ市の教育行政を根本から見つめなおし、長期的な視点に立って、施策を実施するための徹底した現状分析と、それにより得られた客観的なデータに基づき子供たちの可能性を開花させるための実効性ある教育施策を、積極的に推進することとしました。

社会は、常に変化します。変化する都度、我々は大きな困難や課題に直面し、それを克服するのは常に人材です。地域の課題は地域の人材で乗り越えていくしかありません。そして、将来、地域の課題を解決していくのは今の子供たちです。そのためにも、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を再認識し、次代を担う子供たちを育てていく必要があると考えています。

家庭では、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努め、「教育の芽が出る」ようにする必要があります。

学校では、子供たちの夢を育み、その夢を実現するための確かな学力を保障し「教育の花が咲く」ようにしなければなりません。

さらに、学校や家庭を取り巻く地域は、学校と連携し、その地域全体で子供たちを見守り、安心安全な環境づくりに努めるとともに、地域に根ざした文化や伝統を次の世代に伝えていくことで「教育の実を結ぶ」役割も担っています。

地域が一丸となって、主体的に社会・世界と関わりながら未来を切り拓いていくことができるよう、タカラを育て、どんな困難にあってもたくましく生き抜いていくことができるような施策を実現するため本大綱を策定しました。

平成28年11月1日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎

Ⅱ. 位置づけ

むつ市では、「むつ市長期総合計画」に掲げる目標を達成するため、①教育委員会各所属における事業計画である「教育基本計画」、②学校教育に関する計画である「むつ市教育プラン」、③生涯スポーツ社会の実現を目指す「むつ市スポーツ推進計画」、④計画的な公共スポーツ施設等の整備、充実を推進するための計画である「むつ市スポーツ施設整備計画」等の計画により各種教育施策を実施しています。

むつ市教育大綱は、地方教育制度改革により、市長と教育委員会が地域の教育行政として重点的に講ずべき施策等について協議・調整する場として総合教育会議が設置することとされたことを踏まえ、むつ市において同会議を平成27年5月から6回にわたって開催し、両者が地域の教育政策の方向性を共有しつつ、一致して執行に当たるため作成されたものです。

むつ市教育大綱では、主に子供たちの教育、学術、文化およびスポーツの振興に関する総合的な指針を定めることとし、「教育基本計画」、「むつ市教育プラン」、「むつ市スポーツ推進計画」及び「むつ市スポーツ施設整備計画」などの各種計画の基本となるとともに、具体的な将来像を示すことにより、これら計画のさらなる推進を目指すものです。

また、毎年の見直しや各種施策を目標管理型へ移行することを促すことにより、教育政策においてもP D C A (Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善))サイクルを確立させるとともに、予算や条例とも連動し市長部局と教育委員会が一体となって教育政策を推進していくこととします。

さらに、この過程は、市民の皆様に対して公開の討論の場である総合教育会議において明らかにされることにより透明性の高い教育行政への転換を図るものです。

Ⅲ. 計画期間

むつ市教育大綱の計画期間は、平成29年4月から平成34年3月までの5年間とし、その進捗状況について毎年度検証するものとします。

Ⅳ. 重点目標

むつ市教育大綱では、むつ市の子供たちの未来のために **1 学力の向上、2 体育・健康教育の充実、3 夢を育む教育、4 地域とともにある学校** を基軸に据えて、各種教育施策を実施していきます。

1. 学力の向上

①明確な目標設定

学力向上の目標に終わりはありません。これまでむつ市では、むつ市長期総合計画に示された「生きる力と夢を育む学校教育の推進」を具現化するため、平成19年度に「むつ市教育プラン」を策定し、その中で、小中一貫教育を積極的に推進してきました。

その結果、平成27年度青森県学習状況調査では、小学校は4教科中3教科で、中学校は5教科中4教科で県平均を上回るといった成果が見え始めています。全国学力・学習状況調査でも一定の成果が出ています。

一方、当該調査は、高い選抜制を有する首都圏の中高一貫校等のいわゆる進学校が対象となっておらず、また、国際的に日本の学力の低下がみられる中では、さらなる学力向上の施策が求められることは言うまでもありません。

また、小中学校の義務教育課程で培われる基本的な学力は、変化が激しい社会の中で、未知の課題に遭遇しても試行錯誤しながらこれに対応するために必要なものであり、困難で複雑な時代であっても、自立して生きていける力の基礎ともなり得るものでもあります。

そして、なによりも子供一人一人の夢や希望の実現を後押しして自らの力で未来を切り開き、人口減少、少子高齢化、グローバル化の進展等による社会の変化に対応し、持続可能な地域社会の基盤整備を実現する等の様々な分野で活躍できる人材育成や医学部や選抜制の高い大学への進学者の増大を図るため、むつ市では、小中学校の全学年で全国でもトップクラスの学力の育成に努めます。

そのために、「むつ市教育プラン」に具体的な数値目標を定め、PDCAを着実に実践して、さらなる学力の向上を図ります。

※ 参照計画：むつ市教育プラン

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/35,1065,33,236,html>

②主体的な学習の推進

グローバル化の進展により世界のあらゆる産業において競争が激化し、ありとあらゆる国や地域が生き残りをかけています。その鍵となるのは人であり、創造力や実践力が伴った人間性豊かな人材の育成が求められています。

しかしながら、我が国の生徒たちは、判断の根拠や理由を示しつつ自分の考え

を説明することを苦手としており（※1）、国際的な調査（※2）の結果によれば、自己肯定感や主体的に学ぶ意識も国際的に見ると低いことなど、学習したことを活用して自らの人生を切り拓こうとする点で課題があげられています。

これからの教育では、その時代に求められる人材を育てることはもちろん、ひとつの時代を築く人材を育成することで、地域の未来を拓いていく必要があります。

そのためには、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力を、あらゆる教育段階を通じて身に付けることが必要であり、小・中学校においても、能動的学修（アクティブ・ラーニング）の視点で授業改善を進めることが求められます。

例えば、興味・関心や見通しをもって主体的に学習に取り組むことや、対話を通し考えを深めていくこと、習得・活用・探究の中で教科等の見方・考え方を働かせて思考・判断・表現することなど、アクティブ・ラーニングの視点で多様な学習活動に取り組むとともに、学習の質を高めていくことが期待されています。

これを各教科等において実践していくことに加え、地域のみならず世界の情勢を知ることができる新聞等を活用した学習を実践し（Newspaper In Education（※3））、新しい時代に必要となる資質・能力を育てることで、学校を、従来の知識習得の場とすることに加えて、知的成長を促すフィールドへの脱却を目指します。

（※1）：平成27年度全国学力・学習状況調査の結果から

教科に関する調査結果において見られた課題として、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べることについて引き続き課題が指摘されています。

（※2）：国際的な調査

（財）国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」及び（財）日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 ―日本、アメリカ、中国、韓国の比較―」では、「米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、自分には人並みの能力があるという自尊心を持っている割合が低く、自らの参加により社会現象が変えられるかもしれないという意識も低い。」と分析されています。

（※3）：Newspaper In Education（N I E）

子供たちの活字離れが懸念される中で、新聞を教育に取り入れることで、読解力や文章作成能力の向上はもとより、子供たちの興味範囲の拡大や、新聞を通じた家族間のコミュニケーションの向上も期待されています。

③教育環境の整備

学力の向上を目指す上で、子供たちが安心・安全・快適に学べるよう学習環境を整備することは、必要不可欠です。

現在むつ市では、小学校13校・中学校9校合わせて22校の校舎で子供たちが学

んでいます。このうち川内及び脇野沢地区では、小中併設型の校舎となっており、平成30年度には関根地区においても関根中学校改築に伴い、市内3校目の併設型校舎が完成します。

校舎の安全性の確保については、平成27年度で学校本体及び体育館吊り天井等非構造部材の、建築基準法上必要な耐震工事が終了しました。また、脇野沢小学校及び関根中学校の移転改築により、市内の全小・中学校で安心して学べる環境が整うこととなります。

一方、耐震の面では問題ないものの、建築から40年以上経過した校舎もあり、給食施設等の老朽化や、特別な支援を要する子供たちが快適に学ぶための設備の充実など、解決すべき課題もあります。

今後は、校舎の長寿命化を図るとともに、課題の解決に向けた施設の維持・整備を進め、全ての子供たちにとって快適な学習環境の整備に努めていきます。

また、文部科学省が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の趣旨に沿って、子供たちの心身両面での健やかな成長を第一義に、地域の理解を得ながら、学校規模の適正化について検討を進めます。

さらに、昨今の高度情報化に対応できる人材育成の一助とするため、先進のICT(情報通信技術：Information and Communication Technology)の活用について積極的に推進し、今後の校舎新築・改築に当たって、その機器の導入を進めていきます。

④教職員の資質向上

教職員の退職者の増加に伴い、経験年数の短い教職員の割合が増えるなど、教職員の経験年数のバランスが崩れ始め、かつてのように先輩から若手に対し知識・技能を受け継ぐことが難しい状況にあります。

また、学校を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、いじめ・不登校などの生徒指導上の課題への対応、特別な配慮を要する子供への対応、貧困・児童虐待など課題を抱えた家庭への対応、さらにはキャリア教育、ICT、外国語活動など、様々な教育課題解決のためには、多様な専門性を身に付けた教職員の育成が学校運営には不可欠です。

そのため、これまで、国や県教育委員会（青森県総合学校教育センター）、市教育研修センターや大学等を含めた関係機関との連携を図り、教員のキャリアステージに応じた研修を積み重ねてきましたが、これからは、さらに校内外での研修の機会を活用したり、自主的な研修を積み重ねたりするなど、組織的・計画的に研修する機会が保証されなければなりません。

新たな知識や技術の活用により、社会の進歩の度合いや変化のスピードが速まる中、教員の資質向上は重要課題であり、多忙化の解消や研修環境の整備も検討

されなければなりません。新たな課題にも適切に対応できる力量を持った教職員が、チームとして子供たちの成長や発達を支援できるよう、学校内外での研修体制の整備・充実に努めます。

⑤幼保小連携

子供の発達や学びには個人差があり、きめ細やかな指導が求められます。また、忍耐力、自尊心などは、幼児期から育んでいくことが大切であることも明らかになってきています。

さらに、幼児期の遊びや生活を中心とした体験の中で、美しさを感じ取ったり、不思議さに気付いたりするなど、その見方や考え方は、小学校での教科等の学習の基盤となります。

このように、幼児期における教育は、人間形成や学びの基礎づくりの上で重要な役割を持っており、幼児期において育みたい資質・能力を明確にし、幼児教育と小学校の教育との接続を充実させ、関係性の整理を図る必要があります。むつ市においても教育研修センター主催で、幼稚園や保育園等と小学校の連携研修講座を始めたところです。

このような観点から、市では、私立幼稚園・保育園の独自性に十分配慮しながら、幼少期からの英語教育を推進するなど、先進的な取組を実施する主体の積極的な支援に努めるとともに、幼稚園・保育園、小学校、家庭、地域、行政が連携して、義務教育へのスムーズな移行を目指します。

また、幼児教育と義務教育の相互理解を深める幼保小連携をめざし、幼稚園・保育園と小学校との相互訪問や連携研修講座の機会を通じて、幼児教育と義務教育の相互理解を深めるとともに、幼児教育、義務教育それぞれが抱える課題や悩みを共に理解し、充実した幼児教育につなげるための情報交換を行う協議機関を組織します。

さらに、保護者からの相談や幼児教育機関・学校・地域の行事等を通じて、家庭あるいはそれぞれの地域とのつながりを深め、幼児教育においてそれぞれが果たすべき役割を相互に認識できるよう、情報発信と啓発に努めます。

2. 体育・健康教育の充実

①健康な体を育む学校づくり

むつ市のスポーツにおける現状は、小学校から中学校、高校において、東北あるいは全国レベルの大会で活躍する選手が増えており、確実に競技力の向上が見られます。また、各種スポーツ大会も盛んに行われるなど、スポーツに対する関心も高まってきています。

一方で、運動する子供としない子供といった運動習慣や生活習慣の二極化が見られ、肥満傾向児の出現率が全国平均や県平均を大きく上回るなどの課題も見られます。また、食を取り巻く社会環境の変化により、栄養摂取の偏りに起因する生活習慣病や、朝食を食べないなど食習慣の乱れ、食中毒や感染症、さらには食物アレルギーなどの健康課題も見られます。

そこで、生涯にわたって運動やスポーツに取り組んでいける基礎づくりとして、子供たちの発達段階を踏まえ、自ら進んで運動に親しみ、体力の向上を図り、生き生きとした生活を送ることができるよう、家庭や地域との連携を図りながら指導の充実に努めます。

また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるよう、健康についての正しい知識を身に付けるための健康教育を実施し、自ら健康な生活を実践する能力や態度を育てます。

併せて、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせる指導を充実させるとともに、子供たちが日常の生活において実践していけるよう、学校、家庭、地域社会と連携した取組を推進します。特に、肥満対策については、家庭での取組が重要となることから、保護者への啓発も進めていきます。

②安全・防災教育の推進

東北地方は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、未曾有の大災害を経験し、今なおその影響が継続している地域があります。マグニチュード9を超える大地震と、それに伴う大津波により、未来への希望を胸に抱いた子供たちを含む多くの尊い命が失われました。

当市では人的な被害はなかったものの、地震に伴う停電や津波への警戒から、学校を始めとする避難所に避難した市民も多く、市民生活に混乱を来したことも記憶に新しいところです。

私たちは、この震災だけではなく、全国で発生した多くの災害を教訓とし、また、学んでいく必要があります。起こり得る危険を理解し、いかなる状況におい

ても、生命尊重を基盤として、子供たちが、自ら安全に関する情報を正しく判断し、安全に行動できるような資質・能力を育てます。

併せて、常に安全計画や危機管理マニュアル見直しを行うとともに、日常生活において様々な事故や災害が起こりうることを想定し、学校、家庭、地域の関係機関・団体等と連携して、子供たちの安全確保に向けた防災体制を確立していきます。

③スポーツ環境整備

むつ市では、スポーツに親しむ機会を提供するための各種スポーツ教室やレクリエーション活動が推進されており、スポーツ指導者の養成やスポーツ・レクリエーション活動施設の整備・充実にも力を入れています。また、市主催大会やスポーツ少年団主催大会の開催、各種県大会への代表選手の派遣も行っています。

特に、学校教育における部活動は、異年齢集団による活動であり、責任感、連帯感を育て、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成に資するだけでなく、子供たちの人格形成に大きな役割を果たしています。

当市の小学校における運動部活動の加入率は概ね50～60パーセントであり（当市の小学校でのスポーツ少年団への加入状況は概ね35パーセント）、教職員などの適切な指導者のもとで、児童の能力や適性等に配慮して行われています。一方、中学校における運動部活動への加入率は60～80パーセントであり、学校が主体となって活動しています。

しかしながら、近年、市内の就学児童・生徒数の減少により、学校部活動において、子供たちがそれぞれ関心を持つスポーツができなくなるなどの状況がみられています。また、児童・生徒数の減少に加え、指導者の不足による教職員の負担も課題となっています。

そこで、この課題解決に向けて、学校、体育協会や関係団体、スポーツ推進委員等と連携しながら、スポーツ少年団への移行や指導者バンクの創設などについて、地域の実情を踏まえた上で検討を進め、専門的指導者の確保・養成、ジュニア競技者の育成・強化を図ります。

さらに、新体育館（アリーナ）建設を含め、子供たちがスポーツに親しむ環境を充実させるとともに、トップアスリートによるスポーツ教室やプロスポーツ興業の開催及び大会等の誘致に努め、トップレベルのスポーツ選手と交流する機会を創出して子供たちの夢を育てていきます。

※ 参照計画：むつ市スポーツ推進計画

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/36,34320,46,737,html>

むつ市スポーツ施設整備計画

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/36,34321,46,737,html>

3. 夢を育む教育

①学力の保障を通じた生きる力の育成

中学生の悩みや心配事の一番は勉強や進学のことです。また、国際的な調査（※）によると、日本の中学生は、「勉強を楽しいと思う、日常生活に役立つと思う、将来に役立つと思う」と答えた生徒は他国に比べて低い数値でした。

すなわち、学習に対する興味・関心が希薄であり、高校や大学の受験が終わると知識もはがれ落ち、将来との関連性も見えないままで受身的に学習している生徒が少なくないということが指摘されています。

また、雇用環境の変化に伴い、学校での学習と自分の将来との関連性を見い出せず、学習意欲も低下し、学習習慣も定着しないまま社会に出てしまうといった若者の存在や、教育費の負担が困難な家庭の増加などが社会問題化しています。

このような背景から、基礎的・基本的な知識や技能、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力、主体的に取り組む態度、といった学力の三つの要素からなる「確かな学力」が大切であると言われています。

この「確かな学力」を基に、変化が激しい社会の中で、未知の課題に遭遇しても試行錯誤しながら対応するたくましが求められており、困難で複雑な時代であっても、自立して生きていける力が求められています。

これらを踏まえ、子供たちの夢や希望の実現のため、その基盤としての学力向上に資するよう授業の充実を図りつつ、キャリア教育の充実、地域との連携、多様な学習機会の提供、ふるさとへの愛着と誇りを育む教育の実践を通じて、子供一人一人の良さや可能性を引き出す教育の充実に努め、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学んだことを自分の人生や社会に生かそうとする豊かな人間性を育てていきます。

（※）：国際的な調査

TIMSS 2007（国際数学・理科教育動向調査の2007年調査）

日本の中学生の成績はおおむね良好ですが、将来就きたい仕事のために教科学習をがんばろうとする気持ちは参加国・地域の中で最底辺に位置します。学習と将来の仕事との関係について気付かせ、学習意欲の向上につなげるキャリア教育の必要性が示されています。

②キャリア教育の充実

子供たちに社会や職業に必要な資質・能力を育むためには、学校と社会との接続（つながり）を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育む必要があります。

そのため、むつ市の各小中学校では、各教科の授業を通し、学んでいることを自分の将来と結びつけたり、道徳等の時間では、自分の生き方について自覚を深めたりする場面をつくってきました。

また、総合的な学習の時間では、実社会・実生活の中から問いを見出し探究したり、特別活動の時間には、様々な集団活動を通して社会に参画する力を育むなど、全教育活動を通じて、計画的・組織的にキャリア教育を推進してきました。

職業調べや職業体験だけがキャリア教育ではなく、系統的・体系的にキャリア教育を推進することで、学習への積極性を促し、学習意欲の向上につながるという成果も見られています。

今後は、さらに学校教育に外部からの風を入れ、社会との関係で自分の人生を考えることが主体的な学びの鍵となり、自己実現に結びつくものと期待されています。

このような背景を踏まえ、地域の人的・物的資源や環境の素晴らしさに触れるなど、地域と積極的に関わり、ふるさとへの愛着や誇りを育む教育の推進に取り組むとともに、急速な社会の変化に適切に対応するため、キャリア教育のさらなる充実に努めます。

また、国際的なコミュニケーション能力や異文化への寛容性を併せ持ち、未知の課題に対応できるグローバル人材の育成のために、世界的、全国的に活躍しているむつ市出身者を主とした様々な分野の専門家をゲストティーチャーとして招聘し、その夢を語る機会をつくっていきます。

③特別支援教育の充実

国の調査によると、特別支援教育の対象となる子供は増加傾向にあり、通常の学級でも発達障害の可能性のある子供は6.5%程度在籍しているという報告があります。

特別支援教育においては、発達障害を含む障害のある子供の可能性を最大限に伸ばし、可能な限り自立し社会参加するために、一人一人の教育的ニーズに応え、適切な指導及び必要な支援に努めています。

そのため、全ての学校や学級において、子供たち一人一人の状況や発達の段階に応じて、必要な配慮を重ね、その力を伸ばしていくために、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体の協力体制づくりを進めています。

さらに、むつ市では、県内でいち早くスクールサポーターを配置し、支援を要する子供たちの学習指導や安全確保にあたっています。

特別な配慮を要する子供に対し、自立や社会参加に向けて持てる力を伸ばし、夢を育むという観点から、全ての教職員が一丸となって、個々の状態に応じたきめ細かい指導・支援を更に充実させていく必要があります。

また、将来の自立に向け、社会や職業に関わる様々な体験を通し、子供たちに多様な気づきや発見を重ねさせなければなりません。

さらに、関係者（学校、家庭、福祉、医療、労働等）で作成する個別の教育支援計画等を活用して、一人一人の子供や保護者の希望を尊重し、子供たちの個性を活かしながら、主体的に自らの進路を選択できるように、必要な情報を提供するなど教育相談体制の充実に努めていきます。

④豊かな心の育成

基本的な生活習慣や社会生活を送る上での最低限の規範意識を持ちながら、生命の尊重、他者への思いやりなどの豊かな心の育成は、確かな学力の向上や健やかな体の育成と同様に重要な教育課題であり、むつ市においては、これまでも知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子供たちの育成を目指し各学校で取り組んできました。

一方、これからの時代を生きる子供たちは、様々な価値観、言語、文化を背景とする人々と相互に尊重しながら生活していくことが、これまで以上に大切になってきています。

社会を構成する一人一人が、高い倫理観をもって、人間としての生き方や社会の在り方について、自ら考え、他者と対話し、協働しながら、より良い方向を求めていくための資質・能力が求められています。

このようなことから、子供一人一人の個性や能力を把握するとともに、きめ細やかな指導を行い、信頼関係を深めながら日常の地道な取組を推進し、家庭との連携を密にして、望ましい生活習慣の育成にも努めます。

今後も、他を思いやる心や、望ましい規範意識・倫理観を備えた豊かな心の育成に努めるとともに、いじめ防止等に向けた取組である「いじめ防止宣言フォーラム」を市内全中学校ブロックで開催するなど、子供たちがいじめについて自ら考える機会を提供し、学校でのいじめ防止に向けて不断の取組を続けます。

4. 地域とともにある学校

①家庭・地域との連携強化

近年、全国的に、子供たちが被害者や加害者となる様々な事件が発生しており、地域で家庭や子供たちを見守り支えることの必要性が指摘されています。むつ市内においても、不審者からの声かけなどの事案は少なくありません。

学校内だけではなく、校外においても、子供たちの安全を確保するためには、保護者や地域の方々との連携を強化し、地域全体で子供たちを見守っていく体制の構築が必要であると考えます。

市では、子供たちが巻き込まれる事件を防ぐには、できるだけ多くの目で子供たちを見守り、声かけをすることが一番の抑止力となるとの考えから、「通学路等見守り活動事業」として「通学路等見守り隊」を募集し、多くの市民の御協力のもと、子供たちの安全を守る活動を継続しています。

今後においても、地域の方々からの最大限の協力を得るため、家庭や地域からの声を学校経営に反映させるよう努めるとともに、学校評議員制度等を活用し情報発信、共有を図りつつ、コミュニティスクール(※)への移行を視野に入れて「開かれた学校づくり」と「地域とともにある学校」を目指していきます。

(※)：コミュニティスクール（学校運営協議会制度）

コミュニティスクールは、学校と保護者や地域の方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みで、保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられ、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べるといった取組がおこなわれます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/

②多様な学習機会の提供

平成27年9月に示した「むつ市人口ビジョン(※1)」によると、当市の人口は1985年の71,857人をピークに人口が減少しており、2040年では41,599人まで大幅な減少が見込まれています。また、少子化の影響により、その年齢構成も高齢者側にシフトしていくものと推測されます。

この人口減少と高齢化に伴い、市民の「学び」に対する考え方も変化していくのではないかと考えます。

市では、「市民大学」を始めとして、子供たちだけではなく、市民が将来に向けて学び、豊かな心を醸成するための学習機会を提供しており、また、平成27年

度には「弘前大学・青森中央学院大学 むつサテライトキャンパス(※2)」を設置して高等教育に触れる機会を提供しています。

今後も、変化する市民の皆様のニーズを的確に捉えた上で実施事業を整理し、市民が生涯を通じて学んでいくために、真に必要とされる学習機会の提供に努めていきます。

(※1)：むつ市人口ビジョン

本市の人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民の皆様と共有し、地域特性や強み・弱みを整理・分析し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/13,44075,c,html/44075/20160314-161024.pdf>

(※2)：弘前大学・青森中央学院大学 むつサテライトキャンパス

高等教育機会の充実や滞在型学習の支援、産業振興などに関する事業実施の拠点とするため、むつ市、弘前大学及び青森中央学院大学の三者共同で設置し、地元企業等との協働により、むつ市が目指している「地方創生」や「地域の人材育成」等に取り組みます。

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/13,44837,14,849,html>

③廃校校舎の利活用

現在むつ市内には、統廃合により廃校となった校舎及びその敷地は18カ所あり、地域として活用したいと望む声もあります。

この廃校校舎の中には、市として今後活用が可能なもの、あるいは老朽化が進み危険なものが含まれるため、これらについて速やかに整理をした上で、地域住民や市民の皆様のご意見も伺いながら、財産の移管や整理も含めて、その活用方針を決めていくことが必要です。

今後は、廃校となった校舎といえども、卒業生や地域の方々にとってはかけがえのない思い出とともに財産であること、また同時に「むつ市公共施設等総合管理計画(※)」の趣旨に留意しながら、その利活用と解体を計画的に進めていきます。

(※)：むつ市公共施設等総合管理計画

長期的(40年間)な視点を持って公共施設や道路等の更新(建替え)、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公共施設の適切な配置などにより財政負担を軽減し、次世代に負担を残さない最適な公共サービスの実現を目指すため、平成28年3月に策定しました。

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/13,47558,15,673,html>

④ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

私たちが暮らすむつ下北地域には、豊かな自然、地域に根ざした歴史や生活様式、青森県無形民俗文化財に指定されている田名部、川内、大畑、脇野沢の山車行事を始めとする様々な地域行事、また、旧大湊水源地水道施設、青森県二枚橋2遺跡出土品など、特色ある伝統文化や貴重な文化財が数多く存在します。

このような、地域の特色や文化財などに関する知識を深めることが、ふるさとに対する愛着や誇りを育むための下地となります。

市では、貴重な文化財を保存し、むつ市を知るためのひとつのツールとして活用していきます。

また、子供たちにも、ジオパーク（※）についての学習を通じて、文化財、伝統芸能などの地域資源について学び、知識を得ることができるよう学習機会の提供を推進し、各学校の理解のもとで、伝統の継承者として各地域の祭事への積極的な参加を推奨するとともに、市民の方々に対してはこの文化財などの画像や音声などの記録の蓄積と公開に努め、ふるさとむつ市についての学習と地域文化伝承を実践していきます。

（※）：ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいいます。ジオパークでは、まずそのジオパークの見どころとなる場所を「ジオサイト」に指定して、多くの方が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行います。その上で、これらのジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動に活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらう活動を行います。

「ジオパーク」を名乗るためには日本ジオパークネットワークへの加盟が必要であり、むつ市を含む下北地域は、平成28年9月9日加盟が認められ、「下北ジオパーク」として本格始動します。

<http://www.geopark.jp/>

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

- 第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

むつ市総合教育会議設置要綱

平成27年5月29日
むつ市告示第79号

（趣旨）

- 第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、市長とむつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性の下に、連携して効果的な教育行政を推進していくため、むつ市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

- 第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整を行う。
- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）の策定
- (2) 市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に必要があると認める事項

（組織）

- 第3条 会議は、市長及び教育委員会（以下「構成員」という。）をもって構成する。

（会議）

- 第4条 会議は、市長が招集する。
- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

3 会議の議長は、市長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、むつ市公式ホームページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育委員会事務局総務課とする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

参照計画等

むつ市長期総合計画

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/13,2121,14,868,html>

むつ市教育基本計画(教育委員会事務局総務課)

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/35,10780,c,html/10780/20150609-093819.pdf>

むつ市教育プラン(教育委員会事務局学校教育課)

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/35,1065,33,236,html>

むつ市スポーツ推進計画(民生部市民スポーツ課)

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/36,34320,46,737,html>

むつ市スポーツ施設整備計画(民生部市民スポーツ課)

<http://www.city.mutsu.lg.jp/index.cfm/36,34321,46,737,html>

むつ市教育大綱

事務局 むつ市教育委員会事務局総務課
策定年月 平成28年11月